訪問介護（生活支援）の回数について

平成30年9月　小山市地域包括ケア推進課

**《取り扱いの原則について》**

　　平成30年度の制度改正により平成30年10月から、訪問介護における「生活援助中心型サービス」については、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市への届出が義務付けられました。提出を受けたケアプランについては、必要に応じ「ケアプラン点検」等において検証を行います。

　これは、「生活援助中心型サービス」については、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題がある一方で、利用者ごとに様々な事情を抱えている場合もあることを踏まえ、複数の視点から検証を行い、利用者の自立支援によってより良いサービスとしていくものです。

**《届出対象について》**

　訪問介護の「生活援助中心型サービス」の利用回数が、**「厚生労働大臣が定める回数（下記）」以上となっている場合は届出が必要**です。

◆厚生労働大臣が定める回数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 回数 | ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |

※対象となる訪問介護の内容

届出が必要となるものは**「生活援助中心型」**の利用回数が上記の回数以上となっている場合です。身体介護中心型や身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）は上記の回数には含みません。

【具体例】

　・要介護１で「生活援助中心型」の回数が27回 … **届出対象です**

　・要介護１で「生活援助中心型」の回数が20回で、

 　　　　　　「身体介護中心型」の回数が 7回 … 届出は必要ありません

市への届出が必要ない場合であっても、必要以上の訪問介護の利用は利用者

の自立を妨げる恐れもあります。訪問介護の利用に当たっては利用者の自立

の可能性を最大限引き出すことを支援の基本として、十分検討を行ってくだ

さい。（※生活援助サービスの利用の可否については3ページ参照）

**《届出の方法について》**

○届出にあたっての提出書類

 ①訪問介護（生活援助）利用回数超過届出書

 ②居宅サービス計画書（第１表・第２表・第３表）

 ⇒利用者に対して説明を行い、署名を得たものを提出してください

 ③サービス担当者会議の要点

 ④居宅介護支援経過

⇒生活援助中心型の訪問介護を位置付ける理由が記載されたページのみの

提出でも可

○提出時期

平成30年10月1日以降に作成した居宅サービス計画について、規定回数を超える訪問介護を位置付けた場合は、**計画を作成した月の翌月の末日まで**に提出してください。

 （例） １０月に作成した居宅サービス計画 ⇒ １１月末までに提出

○提出方法

郵送又は地域包括ケア推進課窓口にて提出してください。

（個人情報保護の観点から、FAXでの受付は行いません）

 提出先 　窓口での提出　　小山市役所 地域包括ケア推進課 高齢支援係

 　　　　　　（小山市中央町２－２－２１ 保健福祉センター４階）

 　　　　　郵送での提出　　小山市役所　地域包括ケア推進課 高齢支援係

 　　（小山市中央町１－１－１）

○その他

・給付実績により未届であることを確認した場合等には、届出を求めることがあります。

・届出書の精査の結果、追加資料の提出をお願いしたり、電話等での聞き取りをさせていただくことがあります。

**《届出内容に関する検証について》**

　届け出られたケアプランについては、地域包括ケア推進課で内容の確認を行い、必要に応じて「ケアプラン点検」等により検証・点検を行います。

検証にあたっては、生活援助サービスが本来利用者本人又は利用者の家族等が家事を行うことが困難な場合に提供されるものであることに鑑み、要件に含まれない過剰なサービスが提供されていないか、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から確認を行います。

**生活援助サービスの取り扱い**

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるもの、とされています。

*出典：訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（H12.3.17　老計第10号）*

○生活援助にあてはまる行為

・掃除　　　・洗濯　　　・衣類の整理　　　・調理　　　・買い物 等

※注意点

同居家族等に対する支援、利用者が使用する部屋以外の清掃などの直接本人の援助に該当しない行為や、草むしりや植木の手入れ、大掃除などといった日常生活の援助に該当しない行為は**対象外**です。

○生活援助の導入にあたっての考え方

生活援助の導入にあたっては、利用者の自立支援の観点から、本人がその行為を行うことが出来るか、同居家族の有無等をよく確認し、サービス内容とサービス量を十分検討してください。

**《生活援助サービス導入にあたってのフローチャート》**

支援者はいない

サービス利用で、利用者の自立の妨げとはなりませんか？

生活援助の利用ではなく、

他の方法を検討してください。

①特段の事情はない

②サービスがある

①事情がある　②サービスはない

家族等がいる又は入居

できる

②同居家族等の援助や、施設内のサービスを受けることはできますか？

①同居家族が、障害や疾病、その他やむを得ない理由等により、家事を行うことが出来ない事情がありますか？

利用者には同居の家族や、他に支援してくれる方はいますか？

もしくは有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居していますか？

適切なサービス内容、頻度を十分検討し、サービスを導入してください

妨げになる

妨げにならない

できない

どのようなサービスが必要か検討し、その行為を本人が行うことはできますか？